

私も
応援
します

不当解雇は許さない

うたごえサークル レントナー代表

岡田 紀子

働く者にとって組合があるのとは、大企業は内部留保を貯め込んでいる。大企業は内部留保を貯め込んでいる。大企業は内部留保を貯め込んでいる。御用組合や闘う組合など色々ありますが、大企業には必ず組合があります。御用組合や闘う組合など色々ありますが、大企業には必ず組合があります。御用組合や闘う組合など色々ありますが、大企業には必ず組合があります。

私は18歳の時、書店で働いていました。先輩が組合を作った時給アップの要求を掲げて団体交渉をやらせてくれました。その人は首を切られてしまいました。当時、無知だった私は何も出来ませんでした。JALの解雇問題は日本中の働く者の闘いです。JALは裁判で憲法28条違反と断罪されましたが解決しようとしていません。自治体では非正規やパート労働も解決まで応援します！

私は、愛車のバイクに不当解雇反対のシールをいっぱい貼って宣伝し、年2回の争議団物販も購入しています。市駅前宣伝を見た知人は、歌声は通行人の興味を引き注目されると言います。これからの解決まで応援します！

「支える会」を作り全国に広がりました。「日本フィルハーモニー協会」です。松山にもそのニュースが届き、私も応援団の一人として、小編成の楽団を招聘してコンサートを開いたり、フルオーケストラを呼ぶ事もできました。

団結し、連帯してこそ

働く者が生活できる収入を求めるのは当然の権利ですが、現実

JAL 愛媛争議団を支える会

ニュース



勝利解決の日まで
たたかう

発行：JAL 不当解雇とたたかう愛媛争議団を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2

「CA」と呼び！？

～「Cabin Attendant」は和製英語～

JAL不当解雇撤回争議団 (JHU)

松山市在住 林 恵美

JALは社長に初めて女性を登用した。客室乗務員出身というのも初めての事。同じ乗務員として不当解雇に誠意ある解決策を示してほしいと切に思う。

この機会に「CA」と呼ばれる客室乗務員について少し振り返ってみたい。

日本航空が設立されたのは1951年8月1日。機材とパイロットはノースウエスト航空からの借り物だった。「エアガール」と呼ばれた15名の客室乗務員一期生が採用された。その後、旧JASと統合するまで、借り物ではなく自主運航をするようになった1953年10月1日をJALは創立記念日としてきた。しかし、初の「エアガール」誕生は更に遡る。1931年3月民間の東京航空輸送社が募集があり3名の高等女学校新卒の「エアガール」が誕生した。水上飛行機で東京と清水間を1時間42分のフライトだったと記録されている。当時流行していた「モダンガール」の連想から「エアガール」を思いついたらしい。



全国一律最低賃金 1500円 実現 JAL 不当解雇撤回 6.21(金) 愛媛行動

四国 キャラバン

13:00 愛媛労働局要請

14:30 大街道口宣伝

報告集会 16:30~

愛媛教育会館 2Fホール

参加・ご支援ください

国鉄四国列車 連帯演奏
JHU 争議団 取り組み報告
全国一律最賃1500円実現への
取り組み報告



愛媛中央メーデー 2024. 5. 1

愛媛憲法集会 2024. 5. 3



**「やりがい搾取」のルーツ
どこにあり！**

ところが、3人のエアガールは高倍率を乗り越えて入社したにも拘らず、余りに安い給料に1カ月ほどで辞職を表明。電車賃だけでひと月5円必要なのに17円ほどしか支給されなかった。現在も続いているやりがい搾取は当初から始まっていたのだ。

海外へ目を転じると1922年イギリスで「キャビン・ボーイズ」(飛行機への負担を減らすため小柄な少年たちが採用された)から成人男性が採用されるようになり、船舶にならって「スチュワード」と呼ばれるようになった。その後1930年アメリカでオリジナル・エイトと呼ばれる8人の看護師が採用され「スチュワードレス」と呼ばれた。

それから一気に現在に飛ぶがポリテイカル・コレクションに



より英語圏では「Flight Attendant」或いは「Cabin Crew」と呼ぶのが一般的となった。略して「FA」「CC」となるので、和製英語である「CA」は通じない。

因みにパイロットは国内外とも同じで「Flight Crew」或いは「Cockpit Crew」と呼ばれる。

**客室乗務員は
航空従事者**

日本では未だサービス業というイメージが強い客室乗務員だが誕生当初は飲み物サービスや機窓の景色の案内が実務だったことが影響している。

しかし、今年1月2日に起きた羽田衝突事故で証明されたように現在の主たる任務は乗客の命を守る保安業務だ。

昭和27年に施行された航空法の曖昧な定義を72年経った今こそ見直し、客室乗務員を「航空従事者」として明確に位置づけるべきである。そうなれば自ずと「CA」という呼び名も変わるだろう。